

厚生労働省北海道労働局発表
令和6年10月9日

厚生労働省
北海道労働局 労働基準部 賃金室
室長 牧野 雅彦
室長補佐 杉山 陽一
直通電話 011-788-6576
代表電話 011-709-2311 (内線 3531)

報道関係者 各位

北海道特定最低賃金引き上げの答申がまとまりました

北海道地方最低賃金審議会（会長 かめの じゅん 亀野 淳）は、10月3日までに「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業」など4業種の北海道特定最低賃金について、北海道労働局長（局長 みとみ のりえ 三富 則江）に答申しました（下表参照）。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、北海道特定最低賃金額が決定されることになります。

【表】 北海道特定最低賃金の答申内容

特定最低賃金の件名	答申日	答申のあった 時間額	現行の時間額	引上額 (引上率)	発効予定日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、 砂糖・でんぷん糖類製造業	10月3日	1,048円	996円	52円 (5.2%)	12月1日
鉄 鋼 業	9月25日	1,100円	1,030円	70円 (6.8%)	12月1日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	10月1日	1,049円	997円	52円 (5.2%)	12月1日
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	10月2日	1,040円	990円	50円 (5.1%)	12月1日

※ 本答申に対する異議申出があった場合には、発効が遅くなる場合があります。

なお、北海道最低賃金（地域別最低賃金）は、令和6年10月1日より時間額1,010円となっております。

（北海道道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ 同時提供）

「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,010 6. 10. 1 発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,048 6. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,100 6. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,049 6. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,040 6. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について 検索 ⇒



北海道労働局 検索 ⇒



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）